平成２５年（フ）第１１３１５号
東京都板橋区高島平２丁目４―17―303
債務者　本多　敏子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３２４号
東京都台東区三ノ輪１丁目４－７―101
債務者　佐藤　道彦
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３２５号
東京都台東区三ノ輪１丁目４－７―101
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３６号
埼玉県川口市柳崎４丁目２―19―203
債務者　宇禄　章美（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３７号
東京都西東京市芝久保町５丁目10―７　コートサイド西原Ａ102
債務者　薄田　　瞭
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４２号
埼玉県狭山市狭山台４丁目11―１―401
債務者　太田　信也
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５６７号
横浜市青葉区千草台23番地９　プレシール千草台202
債務者　荻野とし子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８８号
横浜市金沢区瀬戸12番５号　ヴィラ瀬戸101
債務者　森本　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１２号
横浜市鶴見区江ケ崎町13番14号　カーサビアンカ101
債務者　杉浦菜穂子（旧姓永易）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７１号
横浜市神奈川区子安通１丁目145番地２　ＭＴ・プラザ７―101号
債務者　岡本　年正
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
熊本県人吉市宝来町15番地７　フリーデンハイム２－Ｅ
債務者　市来原真太郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第８４０号
東京都西多摩郡瑞穂町南平１丁目８番地１ドミール南平102号
債務者　村山　昌徳
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７６号
東京都小平市花小金井６丁目29番２―207号
債務者　山田　佳生
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７７号
東京都小平市花小金井６丁目29番２―207号
債務者　山田美志子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６８９号
横浜市西区中央２丁目36番12―202号
債務者　高橋　祐輔
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部